

第 1 回教育委員会定例会会議録

平成 3 0 年 1 月 2 3 日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	高 橋 宏
	委 員	猪 熊 緑
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。委員の皆さん、それから傍聴者の皆さんにおかれましては、昨日の雪で足元の悪いところを会議にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、新たな年、平成30年を迎えての最初の教育委員会定例会となります。改めまして、本年もよろしくお願いたします。

それでは、これから平成30年第1回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を高橋委員にお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

○【高橋委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、1月1日付で猪熊緑さんが教育委員に任命されておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○【猪熊委員】 猪熊緑です。よろしくお願いたします。

城所委員のようにてきぱきと教育委員としてやっていけるかどうかわかりませんが、いろいろ教えていただきながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 ありがとうございます。



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは、議事に入ります。

最初に教育長報告を申し上げます。

昨年、平成29年12月19日火曜日の定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業について、ご報告を申し上げます。

12月21日木曜日に、国立市議会の第4回定例会の最終本会議が開催されております。

同日、夜、スポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

12月22日金曜日に、2学期の給食が無事終了いたしました。

12月25日月曜日に、2学期が終了しております。

また同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

年が明けまして、平成30年1月8日月曜日には、国立市の成人式の式典を行いました。

1月9日火曜日に、3学期が始業いたしました。

同日、公民館運営審議会を開催いたしております。

1月10日水曜日に、校長会を開催いたしました。また、この日より3学期の給食が始まっております。

1月15日月曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。これは臨時会になっております。

1月16日火曜日に、校長会を開催いたしました。

また同日は、東京都市町村教育委員会連合会の理事会、理事研修会が開催され、山口委員が出席されております。

1月17日水曜日、この日から19日まで、三中の2年生が職場体験学習を行っております。

1月18日木曜日、(仮称)国立市文化芸術振興条例検討委員会並びに図書館協議会、スポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

1月20日土曜日と翌日曜日21日、多摩郷土誌フェアが開催されております。国立市からも生涯学習課が参加したところでございます。

1月21日曜日には、オリンピック・パラリンピック講演会を開催いたしました。講師に長野冬季パラリンピック、アイススレッジ競技で金メダルをおとりになったマセソン美季さんを講師にお呼びして講演会を行ったところでございます。

当日は、東京駅伝の試走会が味の素スタジアムで行われております。

また、当日から23日、本日まで三中1年生が、自然体験教室に出かけております。

1月22日月曜日には、図書館の蔵書点検を始めました。26日まで休館し、蔵書点検を行っているところでございます。

なお、昨日の雪によりまして、予定しておりました社会教育委員の会は中止となっております。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想等ございましたらよろしく申し上げます。

山口委員。

○【山口委員】 12月から1月、年末と年始が間に挟まって、学校でいえば最後の学期が始まった最初の教育委員会定例会でございます。3学期になりますと、それぞれの学校が集大成として、さまざまな事柄を行ってきております。

私は今までも見ていたのですけれども、あまりじっくり見なかったものですから、書き初め展というのを見にいきまして、みんな本当にしっかり書いていて、特に小学校1年生と2年生は、まだ墨ではないのですけれども、きれいな字で書いていて、すごいなと改めて感心しました。5年生もしっかり書いていたのですけれども、6年生になるとまた落ちつきのある字になる。私は、書道はわからないのですが、そんな感じを受けたところでいいなと思っています。まだこれから幾つかの学校でやっていますので、のぞければと思っています。

あと幾つか、情緒しょうがい等の学級担任会や学校公開授業があったり、教師道場へ行っている先生の発表会があったりと幾つか出させていただきました。暮れには新しい課程の説明会もやられまして、小学校、中学校の先生が全教科聞きに来られていました。少しのぞかせていただいたのですけれども、全体を通した感想のところ、まさにこの研修会や勉強会というのは、先生方の本分ですね。子どもたちにどうやって伝えていくかを自分たち自身で考えて、トレーニングというのか、切磋琢磨していました。実際に先生方がそれに出られていて、その後ろというか、横というか、前というか、そこに子どもたちがいるなど、私は見て感じました。

実際の教え方の技術的なこととかはよくわかりませんが、先生たちの臨む姿勢というのは、やはりすごいなと思いました。なかなか忙しい中ですが、真摯に取り組まれているのは、子どもたちに返ってくるなと思いました。改めて私自身は、そういう先生たちを応援していくというか、支えていく立場でいたいと感じたところでございます。

後で一つだけ、インフルエンザの状況について、やはり始めているかと思うのです。暮れは1学級だけが学級閉鎖だったと思うのですけれども、新学期始まったところで、いかがかということをご報告していただければと思います。

以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、インフルエンザの発生状況について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 インフルエンザの発生状況でございますが、先週ぐらいからかなり学級閉鎖が出てきている状況でございます。あしたから学級閉鎖になる予定の学校も含めまして、現在のところ4校7学級が学級閉鎖の状況になっています。また、第六小学校につきましては、6年生が学年閉鎖になっております。現状においては、はやっているという状況でございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい、結構です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょう。

高橋委員。

○【高橋委員】 国立市立学校の道徳教育の授業について、少しお話をしたいと思います。

ことし1年振り返ってみますと、学校種、つまり小学校と中学校で道徳の授業を参観してみまして、その取り組みに少し差があるように感じました。昨年、文科省の赤堀教育課程調査官は、全国の学校現場の状況について、次の3点を指摘しています。

1点目は、学校間や教師間の差が大きい、2点目は、指導方法に不安を抱える教師が多い、3点目は学年が上がるにつれて児童・生徒の受けとめがよくないということです。私も同感です。

ことしの4月から早速、小学校で道徳の教科書が使われます。今の3点についての改善が期待できると思います。

ただ、中学生に教える道徳というのは、この3点目に述べていますように、学年が上がるにつれて生徒の受けとめがよくない。ここはまだ難しさが残るなど感じます。例えば中学校の道徳授業で、教師が一方的に話す。そのことによって生徒の考えが深まっていかない。それから、黒板に1行も書いてないとか、また生徒の意見を羅列するだけの板書とか、そういった現実があります。これは、板書によってそれぞれ意見の異なる、立場の異なる、それをわかりやすくするというのが板書の効果だと思うのですが、そういった板書の工夫が必要ではないかなと常々感じていました。

最近読んだ資料によりますと、よい授業は教師の効果的な発問と板書が必要だと書かれていましたので、ふだん私が感じていたことと同じだなと思いました。

ということで、1年を振り返って、新しい学期を、学年を迎えるに当たって、道徳の授業実践について教育指導支援課の指導、助言をお話しいただければと思います。

以上です。

○【是松教育長】 それでは、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 道徳について、1年間見ていただきましてありがとうございます。高橋委員のお話のとおり、教員がさまざま努力する中で取り組みの差があるとか、教科調査官がお話ししているような指導に対する不安であるとか、学年が上がるにつれての子どもの受けとめが悪くなるといった課題とか、そういったことは、どの学校でも見られることと認識してございます。

その中で、今、ヒントをいただきました板書や発問というようなことは、教科化する前の道徳の授業のときから、しっかり取り組むべきものだと認識されいながら、徹底できなかった部分なのではないかなと考えてございます。

今、我々が中心となって指導、助言しているのは、考え、議論する道徳というようなところを目指していますけれども、その基盤となる板書であるとか発問といったところは道徳に限らず、どの授業にも通じる授業力のポイントになるかと思います。今後、道徳の授業づくりを進めていく上で、こういった基本的な部分の押さえなどもしっかり取り組みながら、今度教科書が入ってきた段階で、指導を徹底していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○【高橋委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。



○議題（２） 議案第１号 平成２９年度教育費（３月）補正予算案について

○【是松教育長】 議案第１号、平成２９年度教育費（３月）補正予算案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは議案第１号、平成２９年度教育費（３月）補正予算案の提出について、ご説明をいたします。

本議案は、２月末より開催されます市議会第１回定例会に補正予算案を提出するため、提案するものがございます。

議案を１枚おめくりいただき、１ページをお開きください。歳入予算の補正の詳細となっておりますが、款１３国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節２小学校費補助金、細節公立学校施設整備費補助金（繰越明許）につきまして、５９０万円を減額いたします。これは、平成２８年度より実施をしております、第七小学校の非構造部材耐震化対策工事の国庫補助金の歳入予算につきまして、１２月１２日付で補助金の額が確定しましたことから、それに合わせ減額補正をいたします。

また、次の節３中学校費補助金につきましても同様の理由により、９３３万１、０００円を減額補正いたします。

次の款１４都支出金、項２都補助金、目７教育費都補助金、節２小学校費補助金、細節２東京都公立学校特別支援教室設置条件整備費補助金につきまして、１０３万５、０００円を減額いたします。これは、来年度開設予定の特別支援教室整備工事において、工事請負契約額が当初の予定を下回ったため、それに合わせ歳入予算の減額補正をするものとなっております。

歳入につきましては、合計１、６２６万６、０００円を減額するものとなっております。

続きまして、２ページをお開きください。歳出予算でございます。補正項目が多くございますが、そのほとんどが決算見込み、契約差金によるものでございますので、主なものを説明させていただきます。

３ページをごらんください。表の上から５段目、小学校費の節１３委託料、細節１３学校の便所清掃委託料につきまして、契約差金により１４０万２、０００円を減額補正いたします。また、そのすぐ下、事務事業、学校運営・備品維持管理事業費の節１１需用費、細節５光熱水費につきまして、電気、水道の使用量等の減により７５０万円を減額補正いたします。

また、その４段下、目３学校保健衛生費、事務事業、学校医等委嘱事業費、節１報酬、細節５学校医報酬について、９万２、０００円の減額ということで資料に記載がございますが、財政部局との調整により、今回の補正予算案からは外しております。申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

次の４ページをお開きください。上から２番目、目４特別支援学級費、事務事業、特別支援教室運営整備事業費、節１５工事請負費、細節３小学校特別支援教室改修工事につきまして、先ほど歳入でもご説明しましたとおり、６校分の工事に契約差金が発生したため１０３万５、０００円を減額補正いたします。そのすぐ下、目５学校整備費、事務事業、小学校耐震補強大規模改修事業費、節１３委託料、細節１０非構造部材耐震化対策工事等実施設計委託料につきまして、契約差金により６４２万４、０００円を減額補正いたします。

また、同じページの下から２段目、項３中学校費、目１学校管理費、事務事業、学校運営・備品維持管理事業費、節１１需用費、細節５光熱水費につきまして、先ほどの小学校費同様、電気、水道の使用量等の減により４５０万円を減額補正いたします。

次の5ページをお開きください。上から3段目、目3学校保健衛生費、事務事業、学校医等委嘱事業、節1報酬、細節5学校医報酬につきまして、先ほどの小学校費同様、財政部局との調整により今回の補正予算から外させていただく形となります。資料の訂正をお願いいたします。申しわけございません。

下から2段目、項5学校給食費、目1学校給食費、事務事業、給食センター管理運営費、節11需用費、細節5光熱水費につきまして、ガス、上下水道の使用量の減により1,070万円を減額補正いたします。

次の6ページをお開きください。上から3段目、項6社会教育費、目1社会教育総務費、事務事業、くにたち文化・スポーツ振興財団運営支援（管理関係）費、節13委託料、細節19調査等（指定管理者中間評価委託料）につきまして、契約差金により190万円を減額補正いたします。

その2段下、目2文化財保護費、事務事業、文化財調査嘱託員報酬、細節1報酬、細節4埋蔵文化財等調査嘱託員報酬につきまして、年度途中の嘱託員の退職により欠員が生じたことから、決算見込みが減ったため148万円を減額補正いたします。

最後に7ページ、下から4段目、項9図書館費、目2図書館総務費、事務事業、図書館維持管理費、節11需用費、細節6修繕費、中央図書館地下北側通路漏水修繕につきまして、修繕の工法を当初の予定と変更したため、契約差金が発生したことから405万2,000円を減額補正いたします。

歳出の合計につきましては、6,481万円の減額となります。なお、ここより先ほどの学校医の補正予算が外れることとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 大体決算見込みとか、契約差金なのですけれども、歳出の6ページ、社会教育費のくにたち文化・スポーツ振興財団運営支援費のところ、割合的には結構大きい金額になっています。これは、指定管理者の中間評価委託ということですが、何かもう少しきちんとした予算が立てられなかったのか、わかる範囲で結構ですのでお願いします。

○【是松教育長】 津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 当初、予算要求したときは政策経営課で見積もっていたということがありまして、その中で第三者評価シートの作成というのも委託料に含んでおりました。私どもが業者と委託契約に当たって打ち合わせをしたところ、業者にシートを作成するのを一任するのではなく、市が作成した上で業者に見てもらおうという方法のほうが、より実態に即した第三者評価ができるということが判明しましたので、その経費を削除したので、山口委員がおっしゃるように大幅な減額、そのような状況となっております。

以上です。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【山口委員】 わかりました。教育委員会が主としてやったのではない計画を、途中で教育委員会にかわったということなのですか。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 第三者評価につきましては、指定管理をお願いしています財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団が、いかに効率的、あるいは適切な管理運営をしているかどうか、それを第三者の目から評価していただくということでございます。その評価の仕方につきましても、業者に全てお任せした設計を当初予算では計上していたのですが、どういう項目をどのように見ていただくべきか、ベースを市の

ほうで示して、それを業者が調整してやることによって、その部分の積算単価が下がってきたと。ですから、そもそも評価を市がするというのではなくて、第三者の目で、外からの目で評価していただく。そのベースについて一部市のほうがかかわったので、金額が安価で済んだということでございます。

○【山口委員】 わかりました。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

確認ですが、教育費の歳出の減額した額は、合計幾らになるのですか。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 変更になります金額につきましては、合計で 6,467 万 2,000 円を減額するということになります。済みません、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 そういうことで、訂正願えればと思います。6,467 万 2,000 円に訂正をお願いしたいと思います。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 先ほどの私の発言の中で、生涯学習の 6 ページ、上から 3 段目のところで、文化・スポーツ振興財団の関係で、190 万円の減額と発言をいたしました。正しくは 149 万円の間違いでございました。申しわけございませんでした。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。補正予算案につきましてはよろしいですか。

それでは、皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは議案第 1 号、平成 29 年度教育費（3 月）補正予算案については、可決いたします。



○議題（3） 議案第 2 号 教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に議案第 2 号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 2 号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案について、ご説明をいたします。

今回の改正は、教育費保護者負担軽減補助金の補助額につきまして所要の改正を行うため、本定例会に提案するものとなっております。

議案を 2 枚おめくりいただき、A 4 横判、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となっております、改正箇所につきましては波線を引いてございます。

今回の改正は、大きく 2 点ございます。1 点目は、補助金を 1 泊当たりで設定したこととなります。表の右側の別表をごらんいただくとおわかりになりますとおり、補助金額をこれまで一つの宿泊行事につき定額で設定をしておりました。しかし、平成 30 年度より野外体験教室の実施日数が、これまで 2 泊 3 日だったものが 1 泊 2 日となることに伴い、実際に保護者負担となる費用も半額程度となることがわかりました。よって、補助金額を半額程度とすることが妥当であるとの考えのもと、今後もこのようなケースが出た場合や野外体験教室が 2 泊 3 日に戻った場合などは、その都度、本要綱を改正する必要があることから、補助金額を表の左側にありますとおり、1 泊当たりとすることといたしました。この改正により、平成 30 年度の野外体験教室の補助金額は、これまでの 2,000 円から 1,000 円に変更となります。

また、2点目の改正ですが、表の上から3項目めの自然体験教室、こちらスキー教室になりますが、こちらについては2泊3日で4,000円の補助で現在、実施しておりますが、ほかの行事と比べまして実際の保護者負担に対して補助金額の割合が少ないということがございました。よって、これを1泊当たり2,500円の補助金額とし、現在の2泊3日で5,000円を補助することといたします。

この改正では、野外体験教室の補助金額が1,000円下がり、自然体験教室の補助金額が1,000円上がることとなりますので、若干の児童・生徒数の差はございますが、予算の総額は変えずに実施することが可能と見込んでございます。

なお、施行日を平成30年4月1日としておりますので、来年度の宿泊行事より本規定が適用されることとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは議案第2号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。



○議題(4) 議案第3号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に議案第3号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第3号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案について、ご説明いたします。

資料を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。改正の大きなポイントは、次の3カ所になります。

まず、第2条になります。見出しを「名称及び位置」とし、現在、矢川児童館の部屋を借りて実施している小学校適応指導教室について、名称及び位置を明確にいたしました。

続いて、第4条の体制についてです。現在、管理責任者を教育センター所長がその任に当たることになっておりますが、ほかに適任の者がいる場合には、教育センター所長以外が管理責任者となるよう改正をいたします。あわせて、管理責任者の名称を「適応指導教室長」に変更いたします。

最後に第12条になります。裏面になります。失礼しました。第9条の改正後のところに第12条がうたってございませんでした。下のところの(1)、(2)、(3)、(4)となっておるところでございます。

最後に第12条の運営協議会についてです。運営協議会の構成メンバーは現在、校長・指導員から教育長が任命となっておりますが、それぞれ教育長の任命を削除いたします。なお、指導員については、適応指導教室長が指名することといたします。また、教育委員会の事務局の担当者も事務委任や担当の実態に応じて、それぞれ構成メンバーの表記を変更いたします。

その他、何点か文言整理をしておりますが、詳細は新旧対照表等でご確認をいただければと思います。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 確認なのですがけれども、今の改正後、新旧対照表 2 ページの運営協議会の下に、第 12 条とつけ足すということですか。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 大変失礼をいたしました。新旧対照表ということで、現行と変化しているものを左に載せましたので、第 12 条の部分につきましては変化がなかったもので、掲載漏れをいたしました。実際には、右側にあります第 12 条とその下の第 2 項が左にもそのまま入るということでございます。

○【山口委員】 わかりました。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 感想、意見なのですがけれども、適応指導教室「さくら」、中学校、小学校で、12 月の定例会のときにその働きについてもお聞きしたかと思うのですがけれども、国立市の中で非常にいい働きをしてきていると思います。現在の体制、所長になって 5 年がたったところで、今後についてよりいい形で進めていくことを前提とした改正になってくる部分があると思いますので、ぜひしっかりやっていただければと思います。

きょうの報告事項の中で、いじめについて「ふれあい月間の報告」も出てきますので、そういう部分も受けながら、しっかり体制を整えていくことになるだろうと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 3 号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。



○議題(5) 議案第 4 号 平成 29 年度国立市文化財登録について(諮問)

○【是松教育長】 続いて議案第 4 号、平成 29 年度国立市文化財登録について(諮問)を議題といたします。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは議案第 4 号、平成 29 年度国立市文化財登録について(諮問)につきまして、ご提案申し上げます。

本件は、国立市文化財保護条例第 43 条の規定により、文化財登録 2 件の適否について、国立市文化財保護審議会へ諮問するものであります。

1 枚おめくりください。諮問の内容です。文化財登録として、建造物として旧野島家住宅(ル・ヴァン・ド・ヴェール)、書籍として本田家旧所蔵、大帳 3 枚、(附)揮毫録の適否について諮問するものです。

もう 1 枚おめくりください。A 4 横の資料で、これら候補の概要についてです。

まず、旧野島家住宅(ル・ヴァン・ド・ヴェール) 1 棟です。本建造物は、国立駅にほど近い一角に、元海軍大佐野島新之丞が昭和 3 年に建てた木造 2 階建ての洋風住宅です。1 階外観及び内部は大きく改変されていますが、2 階外観は建築当時の形式を比較的よく残しております。

国立開発時の建造物として、市内に現存するものはごくわずかで、国立地域の開発史を考える上で貴重な建造物です。

また、個人住宅にとどまらず、国立在住のキリスト教関係者の集会所としても昭和6年ころからと長く使用された経緯もあり、現在はフレンチレストラン「ル・ヴァン・ド・ヴェール」として再生され、市民に広く親しまれております。

建造物そのものだけでなく、歴史的背景を踏まえた意味でも重要な価値を有しているため、登録文化財の候補としております。

なお、本件の詳細内容、旧野島家住宅の変遷や国立キリスト教との関連等については、1ページから16ページまでの資料となりますので、後ほどごらんいただければ幸いです。

次に、本田家旧所蔵大幟3枚、(附)揮毫録です。本資料は、下谷保村の名主であった本田家が所有していた幟旗で、3点とも11代当主の本田覚庵がしたためたものです。幟旗の長さはいずれも10メートル前後もある大型のものです。この幟旗は、本田家の書家としての活動・技量の一面を示す上で、また地域文化史的にも重要な価値を有しているため、登録文化財の候補としております。

こちら本件の詳細内容、幟旗の写真データなどを17ページから24ページまでつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上が候補として挙げさせていただいたもので、文化財保護審議会へ諮問したいという提案でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第4号、平成29年度国立市文化財登録について(諮問)は、可決といたします。



○議題(6) 報告事項1) 平成30年度国立市教育施策事業予算案の調整状況について

○【是松教育長】 次に報告事項に入ります。報告事項1、平成30年度国立市教育施策事業予算案の調整状況についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、平成30年度の国立市教育施策事業予算案の現在の調整状況につきまして、ご報告いたします。

平成30年度教育費予算につきましては、資料にありますとおり合計で28億4,559万円程度を見込んでおります。一般会計比率では、平成29年度予算が8.14%であったのに対し、約9.04%となっております。

それでは、資料に沿いまして30年度予算案の主な事業について、拡充事業、新規事業を中心にご説明をいたします。

1ページからの項番1は、学校教育内容の質的向上のための予算をまとめております。

まずは、(1)新学習指導要領等対応備品整備事業でございます。小学校8校、各校に40台ずつタブレット型パソコンを導入し、情報教育の充実を図ってまいります。

次に(3)教員用教科書及び指導書供給事業でございます。小学校道徳科の教科書採択や特別支援教室の小中学校全校での実施に伴う教科書整備に合わせ、教員用教科書、指導書を購入する事業となっております。

一つ飛びまして、(5)放課後学習支援事業です。現在、小学校全校において実施しております放課後学習支援事業につきまして、平成30年度より中学校においても、定期考査前などに地域人材を活用し、

実施をいたします。

次の2ページをお開きください。(7)の熱中症対策事業につきましては、部活動等における熱中症予防のため、中学校3校の体育館に夏季の期間中、移動式エアコン、大型冷風機をリースにて設置をして、本格導入が可能かどうか検証を行ってまいります。

次の項番2は、学校運営支援・教員の働き方改革対策に関する予算をまとめてございます。

(1)はスクール・サポート・スタッフ配置事業です。教員の事務作業等の補助を行うスクール・サポート・スタッフを小中学校全校に配置する事業で、長時間労働が課題となっている教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導などに注力できる体制を整備いたします。

(2)の学校と家庭の連携推進事業につきましては、いじめ、不登校等の生活指導上の課題に対応するため、「家庭と子どもの支援員」を現在、市内4校に配置しているところですが、これを小中学校全校、11校へ拡大いたします。

次に(4)中学校部活動指導員配置事業でございます。現在、配置している中学校部活動指導員について、平成30年度より配置時間数を拡大し、教員の働き方改革への取り組みを進めます。

次の項番3は、学校教育施設整備に関する事業をまとめております。

次の3ページ、(3)をごらんください。新給食センター整備事業として、給食センター建て替えに向け、平成30年度はPFI導入可能性調査を実施することを予定しております。

次の(4)は、第二小学校改築事業です。これは、間もなく保全計画上の耐用限度を迎える第二小学校建て替えに向けた検討ということで、平成30年度は建て替えの具体的方針となる(仮称)第二小学校改築マスタープランの策定について、保護者や地域住民の意見を聞きながら進めてまいります。

次の(5)は、第一中学校特別教室棟改築工事でございます。こちら間もなく保全計画上の耐用限度を迎える第一中学校の特別教室棟について、建て替えに向けた検討を進める事業となっております。平成30年度は、建て替えに伴い必要となる建築基準法に基づく調査を行ってまいります。

一つ飛びまして項番4、文化芸術のまちづくり推進事業関連予算で、次の4ページ、(6)市内音楽フェスティバル実施事業については、継続実施の事業となりますが、平成30年度においては国立音楽大学の学生に開催当日の運営補助をしていただく予定となっております。そのために謝礼金の予算を増額いたします。

次の項番5、スポーツ振興事業関連予算及び項番6、生涯学習推進事業関連予算につきましては、全て継続事業となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

最後に5ページ、項番7、市長部局の関連予算として教育委員会の予算ではありませんが、教育施策と関連のある予算について記載しております。そのほとんどが継続事業ですが、(2)の放課後対策推進事業については、国立市放課後子ども総合プランの方針に沿って学童保育の対象年齢拡大に向け、学童保育所の整備を行う事業で、平成30年度においては小学校4校において、余裕教室等を活用することで6年生までの受け入れを開始いたします。

飛びまして(6)トイレ洋式化改修事業です。健康福祉部の事業となりますが、都のユニバーサルデザインまちづくり推進事業補助金を活用し、芸術小ホールや総合体育館、図書館を含めた市内各施設のトイレの洋式化改修を実施してまいります。

以上、平成30年度の国立市教育施策事業予算案の現在の調整状況でございます。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 先ほども少し聞いていただいたのですが、先生方の負担軽減のところについて、子どもへの手厚いサポートができるような施策が幾つも入っていたり、継続されることは非常にうれしいことだなと思います。

あと、建物関係ですと非常に金額的には大きくなるなというのを改めて感じました。そのうち少しでも人のほうに回せばいいのと思うのですが、なかなかそうはいかないのですけれども、という感想です。

全体の予算にかかわる比率が9%台に乗ったと、今までの8%とどれくらい違うのか、本当は10%いけばいいのと思うのですけれども、なかなかそうもいかない。限りある財源をできるだけ有効に、いい形で使っていけるようにしていただければと思います。これから予算審議が入ってくるのだと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 高橋委員。

○【高橋委員】 私も感想です。新規の事業でよかったと思うのは、スクール・サポート・スタッフの配置事業ということで、今、働き方改革と言われている中で、この事業の予算が獲得できるというのはすばらしいなと思います。あわせて、中学校の部活動指導員の拡充ということも実現していければ、働き方につながっていく、改革につながるということで、大変うれしい事業だなと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

私のほうで少し補足をさせていただきます。3ページの文化芸術のまちづくり推進事業ですが、説明の中にはありませんでしたが、(1)の国立市文化芸術推進基本計画策定事業でございますけれども、来月の定例会において、現在作成中の国立市芸術条例案をご審議いただきます。3月の市議会に提案して、条例可決後は、いよいよ平成30年度には具体的な基本計画を策定していく事業になりますので、その予算となっております。

それから、次の4ページをお開きください。これも継続となっておりますが、本田家の保存活用事業でございます。いよいよ本田家のほう、ご寄贈いただきましたので、市の責任において管理を進めているところですが、当面老朽化がひどいということでございますので、平成30年度には、老朽化のための応急修繕計画を実施してまいります。具体的な応急的な補強修繕工事を行うための実施設計に取り組みますが、設計が終わり次第、工事に着手するというので、積み残しで工事予算も今後予算計上していくことになってまいりますので、この点をご承知おきいただきたいと思います。

それから次の(5)でございます。これも継続となっておりますが、これは定期的にふきかえをしているので継続となっておりますが、何せ前にふきかえたのがもう10年以上前ということで、言ってみれば新規事業になります。古民家のカヤのふきかえ、カヤ屋根のふきかえということで、非常に珍しい事業になってまいります。これにつきましては、単にふきかえるだけではなく、市民や子どもたちも参加して、伝統的な家屋の屋根のふきかえというのを何らかの形で経験してもらうようなイベントにできればということで取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

私からの補足は以上でございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。



○議題（７） 報告事項２ 「ふれあい月間」（平成 29 年度第 2 回）実施後の調査（不登校・いじめ）に関する報告について

○【是松教育長】 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項 2、ふれあい月間（平成 29 年度第 2 回）実施後の調査（不登校・いじめ）に関する報告についてに移ります。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、報告事項 2、ふれあい月間（平成 29 年度第 2 回）実施後の調査（不登校・いじめ）に関する報告について、ご報告申し上げます。

まずは 1 の（1）をごらんください。4 月 1 日から 11 月 30 日まで、13 日以上欠席した不登校児童・生徒の数を示しております。平成 29 年度は、小学校が 16 件、中学校が 59 件となっております。中学校の不登校数が昨年度より 19 件多くなっており、これは何らかしらの対応が必要と考えてございますので、これまでの取り組みを確認するとともに、平成 30 年度は、先ほど予算案で説明がありました家庭と子どもの支援員の全校配置を目指して対応していきたいと考えてございます。

1 の（2）は、不登校児童・生徒の学年別人数を示してございます。全国的には、小学校 6 年から中 1 にかけてかなり急激に増加し、中 1 から中 2 にかけてまた増加するという傾向がございます。今年度国立市は、特に中 1 から中 2 の増加というのが目立ちました。中学校 1 年生が 6 年生のときからの増加というのは 8 名、中学校 2 年生が中 1 のときからの増加というのが 11 名、中学校 3 年生が中 2 のときからの増加というのが 6 名というような形で、どの学年も増加している状況がございます。

続きまして、1 の（3）です。この括弧内の数字は、平成 28 年度の数となっております。こちらは欠席区別の人数ということで示してございます。今年度 11 月 30 日までの全欠席の児童・生徒数は、小学校で 1 名、中学校で 5 名となっております。中学校で 90 日以上欠席、出席日数が 10 日以下の生徒が増加している状況でございます。

1 の（4）は、不登校の理由別人数となっております。主な内容を一つ挙げることになっているのですが、ほとんど重複しているか、理由を特定できないものであるために、対応が難しくなってございます。今年度は、特に学校における人間関係に不安を抱えているという回答が増加してございます。現在、いじめの対応を含めて、学校が子どもたちの人間関係にかなり注目していることが、この数値にあらわれているのではないかと考えてございます。

続いて 2 番、いじめの認知件数です。期間は 8 月 1 日から 11 月 30 日までです。小学校が 816 件、中学校が 73 件、計 889 件が認知されております。平成 28 年度は合計で 93 件でしたので、これは大幅な増加となっております。

昨年度中に文部科学省及び東京都教育委員会より、法令に定める定義に基づき、いじめを受けた側の心身の苦痛に応じて、軽微なものであってもいじめとして全て認知するようにと指導されたことを受けまして、本市においても 4 月の当初に改めて教員向けのリーフレットを作成し、平成 29 年度から軽微ないじめであってもしっかりと認知していくようにと周知したところでございます。大幅な増加となっておりますけれども、学校の認知に対する意識改革が進んでいると捉えることができ、教育委員会事務局としましては肯定的に捉えているところでございます。

報告は以上でございます。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 ふれあい月間の調査、数字がそういう意味では悪化していると捉えざるを得ない状況、

特にいじめの認知件数は少しふえたというレベルではなく、もう全然違うレベル。ただ、これはいじめの定義の問題というのですか、捉え方の問題で、軽微ないじめも認知することにしたということで、今まで数字上ではあらわれていなかったものが、あえてそこまで見て子どもたちの心に寄り添うというか、心の部分を察知した数字だということで、そういうところまで学校、教員としても見ていこうということが、荒西指導担当課長が言われた意識改革にあらわれた数字とも捉えられるだろうと思ってお聞きしておりました。

問題は、これからどうしていくのかということで、家庭と子どもの支援員が配置され、スクールソーシャルワーカーも拡充して2名体制になって、定着してきている中でもこういうように上がってきている。どのように捉えていくかというのは、非常に難しい部分があるなどと思います。

先ほどの予算調整状況の中で、もう終わった議題なのですが、市長部局関連予算の中で、例えば子どもの居場所づくり推進事業とか、放課後対策の推進事業とか、この前の、これは公民館関係ですが、自立に課題を抱える若者への社会参加支援事業というのが、どんどん政策としても行われている。これは社会全体の問題であるということと、ここにあらわれている数字というのは、私は関連して捉えるべきだろうなどと思います。子どもたち自身、私自身は社会のいろいろな状況を投影している、一番投影するのは子どもかなと思うのですが、社会全体のさまざまな不安や状況がこの数字にあらわれて、これは国立市だけの数字でありますけれども、全国的に見ていくといろいろなことが出てくるのではないかなと思う部分があります。

そういうようにしっかり捉えていただくことで、単に子ども同士の問題だけではなく、その後ろにある子ども自身が何を感じてそうなっているのかということをしっかり捉えて、真摯に向かい合って対応していく。これはいじめでいえば、いじめられている子に対する対応策というのは、死に至るところがあるわけですから絶対に必要なわけですが、いじめている子どもに対しても同じようなことが必要なのではないかなと私自身は思います。一人一人の子ども、人として、人間として大切な存在、これは人権教育になりますけれども、思うことが基本だし、もう一方では先ほど教育長報告の感想で言いましたけれども、先生方が研修などしていく中に、先生の横とか前に子どもたちがいて、先生が研修を受けて、まさに子どもがいて先生がいるということです。我々の社会もそうだと思うのですが、子どもとともにいることが一番の基本かなと思いますので、そうしていくと子ども自身が感じていることが、我々ももしかしたら感じることはできるのではないだろうか。そうすると、さまざまなことが見えてくるのかなと思っております。少し夢みたいな部分もありますのですが、私自身はそれを絶対しなければいけないことかなと感じておりますので、感想として言わせていただきました。

○【是松教育長】 高橋委員。

○【高橋委員】 私も山口委員が言われたことは、非常に大事なことを含んでいるかなと思います。といいますのは、このいじめの認知件数というのは、単にいじめの基準が変わることによってという問題だけにとどまらずに、「スクールカースト」という言葉もありますように、学校文化、さらには社会、家庭、そういうところでの人間関係の難しさというのが子どもたちの生活に反映されていると考えていく必要があるのかなと。であるならば、教員も幅広い視野に立って、子どもたちの生活を見ていかないと、このいじめの認知というのは、なかなか把握することが難しいのではないかなと。物差しどおりにはいかないと思いますので、やはり子どもの生活をどれくらい見られるかなと、そんなような感じを持っております。スクールカーストという大変な事態もありますので、心していきたいなと思います。感想です。

以上です。

○【是松教育長】 いかがでしょうか。

嵐山委員、お願いします。

○【嵐山委員】 この2の表の法令上の軽微ないじめを認知することにしたことから、特に小学校におけるいじめの認知件数が飛躍的に増加したということなのですが、ただ、そうかと思うけれども、一番右の11月30日時点の数字を見ても、合計が圧倒的に多いですね。だから、そのところがどうしたらいいのかなと気になります。

それから、一番上の不登校の児童・生徒数を見ると、不登校は別に軽微ないじめを認知するというのではなくて、データが出ているわけですが、これを見ると平成27年度がすごかったですね。小学校は22件もあった。平成29年度は総計で75件ある。それで下に「全国の傾向同様、依然として改善が難しい」と。国立だけではないということですね。日本全体の問題だということのだけれども、どうしたらいいのでしょうか。もう少し踏み込んだ議論が必要で、現場の先生方とか、子どもの意見とかが気になります。平成29年度の不登校児童・生徒数の合計が75件というのは、平成26、27、28年度に比べて、圧倒的にふえているわけです。

軽微ないじめを認知することで、平成29年度が総計で889件あるというのもちょっと。だから、それも入れてしまったからという、今までの平成28年度までの数字が合計で100件以下ですから。889件というの、どういう計算でそうなったかというところが気になります。いろいろな分析をしていかなければいけないと思います。

○【是松教育長】 何か補足的なことがありましたら、事務局、お願いします。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 まず、11月30日時点での指導継続中の件数なのですが、こちらも数字的には少し難しいところがございます、軽微ないじめですとちょっと嫌な思いをしたというものも入ってきている関係で、通常でしたらそのときの指導であるとか、翌日の様子を見たりとかして、解消というような場合も多くあるはずなのです。

ただ、今のガイドラインの中でいじめが解消したとされるのは、3カ月ほどしっかり継続して観察をした後に判断するということが示されておりまして、社会通念上のいじめと、ここで認知することにした軽微ないじめというものを同等に扱いにくい部分もございます。この辺は何をもって解消とするのか、といったところは難しい状況がございます。通常、軽微ないじめとして認知したものについては、ほとんどすぐに解消していくという捉えで、取り組んでいるところです。しかし、それがまた繰り返されたり、別の形であらわれていたり、アンテナを張ってキャッチして、これは社会通念上のいじめにつながるものなだということ、いち早く見つけることができる意味では、軽微ないじめを認知していくことは意義あることだと思います。

不登校の状況も、ここに来て大幅に人数がふえているところがございます。学校のほうも学校で勉強することを目指していくわけですが、今の状況では、適応指導教室のほうが本人にとってはいいのではないかという場合には、積極的に適応指導教室につないで、その後、適応指導教室からまた学校復帰を目指すという道も考えている部分があります。そういった意味で不登校の人数が、ぐっと軽減していく状況にはなっていませんが、適応指導教室での対応なども含めて、今後対応を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○【是松教育長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 それはわかるけれども、法令上の軽微なものまでいじめと判断して、それが繰り返されるとカウントする、そこがわかるようでわかりません。例えば、自分の小、中、高校時代を思い出しても、法令上の軽微ないじめに該当するものはありました。子どもは残酷なところがあるし、いろいろあります。それが繰り返され、3カ月の期限というのが一つの判断になっているのでしようけれども、それは計算の方法がそうなったからということで、それにしても何でわざと問題を多くするために軽微なものまで入れたのかなと、変な言葉で勘ぐりたくなったりします。データをきちんとつかんで対策するには、我々も先生方も、先生方も忙しくて、いろいろ授業が多くて大変ですけれども、その辺のところはいじめを問題にするのだったら、具体的にどういうものがあるかとか、物を隠されたとか、ぶたれるとか、悪口を言われたとか。悪口を言われたというのはみんなありますよね。だから、もう少し踏み込んだ形でやっていかないと判断がつかない。いじめ問題を考えようとするために、調査データを3カ月にしたりしていくことになる、データから現実が判断できなくなるところがあります。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 今、嵐山委員のほうからいろいろお話しいただいて、まさにそのとおりだなと思うところであります。我々は学校と連携をしながら、小学校であれば816件、中学校では73件、合計889件が繰り返されないようにすることが一番大事だろうと思っています。軽微ないじめについても、いじめとして認識することで、学校の教員がこのような内容であってもいじめなのだということを意識し、それを児童・生徒と共有して、同じことが繰り返されなくするために、嫌な思いをしている子に教材という言い方をしたら大変失礼なのかもしれないのですが、いわゆる生きた教材として今後に生かしていくことが一番大切なのかなと思っています。今回、このような数字が出ておりますが、175件、右側に出ておりますけれども、これが経過経過で、いわゆる3カ月の期間を置いて改善されたということで数が減ってきておりますので、そこが実際にゼロ件に限りなく近づくような指導を今後とも進めていければと思っています。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 本筋から少し外れますが、統計値として平成26、27、28、29年度と単純に並べてしまったときに、いくら※印の備考を入れたとしても、見る方からすると格段にふえたように見えてしまいます。ところが、現実からいうと平成28年度と平成29年度で、状況の大きな差というのはないのだらうなということがございますので、こういったものを対外的にお示しするに当たって、平成26年度から平成28年度までの数字というのはこういうものですよ、平成29年度はそこから分けて、平成29年度からこういうようなものが含まれているので、こういう数字を押さえた上で、各学校で対応しております。そういったところで誤解のないように、今後説明させていただくようなあらわし方も検討させていただきたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 補足的に申し上げますと、平成26年度からしか書いていないのですが、例えば平成22年度からずっと追いかけていくと、平成24年度、平成25年度あたりに、小学校で51件、中学校で117件、平成25年度に少し落ちてきましたが、小学校で22件、中学校で94件というような突出する年がありました。これはなぜかという、このときに大津のいじめ事件があって、認知件数というか、いじめの認知能力をもっと各学校でしっかり研ぎ澄ませなさいということで、ささいないじめでも見逃さないようにと文科省からの通達等で、飛躍的に伸びた時期があったのです。ところがだんだん鎮静化して、そこまで細かく見なくてもある程度いじめの認知能力ができてきた中で、またしっかりいじめかいいじめでない

かと、これは大きないじめにつながるものかどうかという判断が落ちつく中で、いじめの認知件数が減ってきつつあったのです。

こうした中で、地域差が生まれてしまったのです。文科省でいじめの調査をすると、出るところはしっかり出てくるのだけれども、しっかりという言い方はおかしいですが、ある地域に行くとゼロ件というものが出てきて、この地域差を文科省が問題にして、もう一度いじめというものを、ささいないじめの萌芽になるようなものもいじめとしてしっかり捉えて認知しなさいという方針になったものですから、ここへ来てまた平成24年度、平成25年度当時のような状況が出てきていることになっています。

いじめの認知件数の推移というのは、表にしてみるとでこぼこしていますので、どこまでをもって認知の基準とするのかというのは、非常に難しいところがあります。特に今回の軽微ないじめというのは、「○○ちゃん、今、こんなことを言うときじゃないんだよ」という言い方で、本人は助言したつもりでも、それが言われた本人にとってみれば、何か自分のプライドが傷つけられたようなことだということですから、これはもういじめとして1件認知しなければいけないという、そういう状況になっているところですので、逆に一旦認知したはいいけれども、そんなものをついぼっと悪気なく言ってしまったことを、その子に対して、今、言ったほうの加害者に対してそれを指導していくというのが非常に難しい状況にもあるのだろうなど。本人にどこまで指導できて徹底できるのかというのは、非常に難しく、日常よく子ども同士でやり合う会話の中にもそんなものがいっぱい入っているものですから、それはそれなりに難しいなという気がします。

ただ、そういうものを見逃してはいけないよということで、学校に求められているのが今の時代なのだろうなど我々は理解するしかないのかなと思っています。

○【是松教育長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 平成元年の頃にいじめがはやって、日中各地でシンポジウムをやったことがあります。私の友達でいうと、コピーライター、作家、ミュージシャン、音楽家とか、みんなを集めていじめのことを話し合いました。いじめっ子って絶対伸びないのです。例えば、私の業界でいうと小説を書いたりエッセーを書いたり、それからコピーつくったり、番組をつくったりしている表現する人間は、いじめられっ子だった。いじめられっ子は伸びるのです。私は、子どもたちに話したことがあるのです。いじめっ子は自分より、さらに強いいじめっ子がいるから、それを晴らして気が済んでしまう。プラスマイナスで気が済んでしまう。だから伸びない。いじめられる子は、自分たちがいじめられたことがたまっているから、それがバネになって、それをどうするかと自分で闘っていく。その結果、表現につながるわけです。

昔の不良というのは、弱い者をいじめたりしなかった。非行少年は、弱い者をいじめるから、不良と非行は違うという理屈になってくるのですけれども、そんなようなことを話したこともあるのです。

いじめられたことがない人はいないし、みんな家が貧乏だったり、それを乗り越えて世界を発見したという。つまり、そういうマイナスのいじめられたことを自分のバネとして、一生懸命残してきたところがあるのです。いじめられっ子はせっかくいじめられたのだから、その分何くそと思って、それをバネにして伸びることができる。乱暴な言い方ですけども、いじめっ子はそこで我慢すればいいのに、自分より弱い者をいじめてキャラにしているから、せっかくいじめられたのに、それが役に立っていないのだというのを子どもたちに話したことがあります。

○【是松教育長】 確かに軽微ないじめというのは、非常に厄介なものになっています。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。またこの議論は、折々したいと思います。



○議題（８） 報告事項３） 平成 30 年国立市成人式の実施報告について

○【是松教育長】 それでは、次の報告事項に入ります。報告事項 3、平成 30 年国立市成人式の実施報告についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、お手元にあります平成 30 年国立市成人式実施報告に基づき、平成 30 年 1 月 8 日に行われました成人式の報告をいたします。

まず、今回の成人式も何とか天候ももち、おかげさまで無事事故なく終了した旨を報告いたします。

2 の全般的な事項についてです。準備は例年どおり、新成人 6 名による成人式準備会を立ち上げ、プログラムの作成、式典の構成などについて話し合い、内容を決めてまいりました。式の前日には、準備の整った実際の開場で成人式準備会メンバー、三中OB吹奏楽団、手話通訳者が集まり、リハーサルを行いました。

式典当日は、資料の枠の記載のとおり、10 時 30 分より式典を始め、市長祝辞、来賓紹介、祝電紹介、新成人の言葉、成人式準備会企画「Let's look back at our path～歩んできた過去～」を上映し、第 2 部はケーキパーティとおおむね予定どおりの時間で実施してまいりました。

また、新成人の受付スタッフとして、ことしも児童青少年課で「こどもホームページ」を編集している中高生 6 名に受付業務を手伝ってもらいました。

(3) 成人式準備会企画についてです。企画内容の検討に当たっては、まず過去に行った企画を紹介し、ことしはどのようなものを実施したいのかを話し合いました。その結果、現在の小学生と新成人らが小学生のころの将来の夢の比較、国立市に関するクイズ、恩師からの激励メッセージを収録した映像作品を制作してまいりました。

裏面に移ります。3 のケーキパーティは、ことしも 10 種類のケーキとコーヒーなどの飲み物を振る舞いました。

4 の参加状況につきましては、今回の対象は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日生まれの 834 人で、参加者は 453 人、参加率は 54.3%と昨年と比べ微減でした。

5 の総括です。成人式の企画運営を担った成人式準備会メンバー 6 名が、成人式の成功に向けて式典の企画、プログラムの作成、あるいは当日の進行等、短期間の中、非常に熱心に取り組んでまいりました。新成人の言葉、成人式準備会企画ともに好評であったと評価しております。

式典 2 部のケーキパーティについても、参加者同士の親交を確認する場としてよい機会でした。また、新たな試みとして、受付をお手伝いいただいた中高生と、その主管課である児童青少年課が「くにたちカルタ」を芸小ホールのロビーで行いました。

全体としては、式場を出入りする新成人や映像の音声聞き取りにくいなどの状況がありましたが、参加者が満足いただいた式であったと評価しております。

なお、報道で取り上げられていた振り袖販売・レンタル業「はれのひ」に関する市の相談状況は、数名の方より、代金を支払ったが着物は届いていない、前撮り写真を受け取っていない、来年の申し込みで代金は支払ったがどうなるのか、情報はあるのかなど事業者に対する相談で、成人式の追加開催等、成人式に関する相談はない状況です。

以上、成人式の報告となります。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

◇

○議題（9） 報告事項4） 市教委名義使用について

○【是松教育長】 それでは、報告事項の4、市教委名義使用に移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成29年度12月分の教育委員会後援等名義使用についてです。

お手元の資料のとおり、承認6件でございます。

まず、塞の神どんど焼き実行委員会主催の「第41回 塞の神どんど焼き」です。市民に伝承文化を知ってもらい、郷土意識を高めることを目的に、古くからの正月行事として行われてきた「どんど焼き」を平成30年1月8日11時30分より、谷保第三公園にて実施します。参加費は無料です。

2番目は、東京都電動車椅子サッカー協会主催の「WONDER FESTIVAL2018」です。電動車椅子サッカーの競技普及と、選手と競技スタッフの技術向上・交流を目的に、チーム対抗のリーグ戦を平成30年1月13日10時より、東京都多摩障害者スポーツセンターにて実施します。観戦は無料ですが、大会参加費は1人500円となっております。

3番目は、くにたち農園の会主催の「つちのこやフェスタ&やぼ市」です。子どもたちの主体性や創造性を育み、育ち合いの場をつくることを目的に、野菜の収穫体験やソプラノ歌手を招いたコンサート、子どもたちがさまざまな体験ができるワークショップなどを平成29年12月17日11時より、谷保にある「つちのこや・くにたちはたけんぼ」にて行います。入場は無料ですが、ワークショップは有料のものもあります。

4番目は、国立市社会福祉協議会子育て部会主催の「おやつとのつきあい方講演会」です。地域や家庭での食育の取り組みへのきっかけになることを目的に、カルビー株式会社の講師を招いて、成長に伴うおやつのお考え方や量や時間表示の見方など、「おやつとの付き合い方」についての講演会を平成30年2月9日10時30分より、くにたち福祉会館講座室にて行います。参加は無料です。

5番目は、社会福祉法人かいゆう主催の「新春のつどい」です。大人になって気が付く発達しょうがいへの理解を深めることを目的に、臨床心理士による発達しょうがいについての講演や、しょうがい福祉従事者を交えたパネルディスカッションを平成30年1月27日18時15分より、くにたち福祉会館大ホールにて行います。参加は無料です。

6番目は、国立市ボランティアセンター主催の「第4回くにたちカルタまつり」です。参加者の交流、くにたちカルタの普及を目的に、競技カルタトーナメント大会やさまざまなカルタ遊び、また子どもの防災意識を高めることを目的とした防災食の試食などのイベントを平成30年1月21日10時より、くにたち福祉会館大ホールにて行います。参加は無料です。

以上、6件につきまして、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので報告いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問等ございますでしょうか。いいですか。



○議題（10） 報告事項5） 要望書について

○【是松教育長】 それでは、続いて報告事項5、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は1件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「都教委の『学校における働き方改革推進プラン』に、批判的分析を含む意見書を国立市教委又は教育長会から出して頂きたい要望書」をいただいております。

以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

私のほうから少し補足的に申し上げますと、東京都教育委員会のほうで、教員の長時間労働への対応ということで、今、学校における働き方改革のあり方について、教員の働き方のあり方について、東京都教育委員会としてもいろいろ審議して、対策を講じているところでございます。

そんな中で、昨年、平成 29 年 11 月に「(仮称) 学校における働き方改革推進プランの中間のまとめ」という報告が出されました。もう既に終わったと思いますが、東京都教育委員会としてはこのパブリックコメントをとる中で、この中間のまとめについてご意見を都民から伺う中で、さらにまた、平成 30 年度に向けての新たな施策としての推進プランを最終的に構築していこうということで動いているところでございます。

その中間のまとめについて、要望者のほうからご意見をいただいたということでございます。ご意見、さまざまに書かれております。主とするところは、専科教員であるとか、教員そのものの定数をふやせというようなことが趣旨かと思えますし、また国旗国家等、そういう研修を行っている暇があるのだったら、そんな研修をやめて、ちゃんと子どもに向き合うような内容にしろというようなこと、さまざまにこの要望者の思想、また政治的信条の立場に立ってのご要望だと認識しております。それぞれの要望内容について、今、私のほうでとやかく言うことはありませんし、要望者のほうでも東京都のパブリックコメントに同じ趣旨をもうお述べになっているということですので、それはそれで承知しておきたいと思えます。

ただ、平成 29 年 12 月 22 日に 1 カ月おくれになります。時を同じくして国におきましても、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」、非常に長いですが、その中間まとめが出ております。こちらが中間まとめとなっております。これを受けまして、平成 29 年 12 月 26 日に文部科学省のほうで、この中間まとめにおいて示された方策を踏まえた文部科学省としての実施する緊急対策を打ち出しております。都も国も内容的には、ほぼ同じような柱でつくられております。いずれにしても、平成 30 年度は教員の働き方改革について、具体的な対策の実施の取り組みに入っていかなければいけないことは確かですので、都や国から出された有識者の見解も参考にしながら、国立市としての教員の働き方改革の取り組みを進めていきたいと思っております。

東京都が出した中間のまとめは、非常にコンパクトにまとまっていると思えます。国のほうを見ていただくと、かなりごちゃごちゃといろいろなことを書きつづっているのですが、東京都は非常にストレートに実務的に、実効的にとにかく取り組みをするよという趣旨がうかがえます。一方、国のほうは、もっと広い視野で学校や地域協働連携を視野に置いて、取り組みを進めていこうという内容がありまして、これを実施するとなるとコミュニティ・スクールを実施したり、学校地域協働本部を設置したり、さまざまな取り組みを幅広くやっていると、なかなか国が求めるようなところまでは難しいのかなと思っております。ある意味理想的なのではございますが、相当また労力を要するというので、それはそれなりに学校にまた負担をかけるのではないかなと、少し心配もあるようなところも感じております。

いずれにしても東京都のほうは、この推進プランに基づいて次年度予算の中で人的な、経済的な支援も考えているようでございますので、そういったものも私どもは活用しながら市教委と、それから各学校において、平成 30 年度の取り組みを推進していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかに、要望書についてご意見、よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、要望書についてはこれで終わりたいと思います。

本日の審議案件は、これで全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回でございますが、2月20日火曜日午後2時から、会場は、こちら教育委員室で予定してございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は2月20日火曜日午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後3時30分閉会